

平成十九年  
五 月 中

# 秋 田 県 公 報 目 録

第千八百七十四号から  
第千八百八十一号まで

公布又は  
公示番号

題

名

公報番号

日

## 条 例

四三 秋田県建築基準法関係手数料徴収条  
例の一部を改正する条例 号外一 一八

## 規 則

四四 秋田県営住宅条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則 一八七八 一八  
四五 秋田県田沢湖スキー場条例施行規則 号外一 二九

## 告 示

二五九 都市計画の変更による送付図書縦  
覧 一八七四 一  
二六〇 " " " " " " " "  
二六一 県議会臨時会の招集 号外一 二  
二六二 議会の議員その他非常勤の職員  
の職務補償等に関する条例第五  
条の二第一項及び第五条の三第  
一項の規定に基づき知事が定め  
る額の一部改正  
二六三 生活保護法による指定医療機関の  
事業の廃止 " " "  
二六四 生活保護法による医療機関の指  
定 " " "  
二六五 漁船損害等補償法による付保義務  
の発生 " " "  
二六六 保安林予定森林の指定通知 " " "  
二六七 都市計画の変更による送付図書の  
縦覧 " " "  
二六八 " " " " " " " "  
二六九 " " " " " " " "

二七〇 道路の供用開始 一八七五 八  
二七一 建築基準法による道路位置の指定 " " " "  
二七二 保安林の指定解除の予定 一八七六 一一  
二七三 基本測量実施の通知 " " " "  
二七四 公共測量実施の通知 " " " "  
二七五 都市計画事業の認可 " " " "  
二七六 建築基準法による道路位置の指定 " " " "  
二七七 漁船損害等保障法による付保義務の  
同意に係る発起人となる旨の届出 一八七七 一五  
二七八 建設業の許可の取消し " " " "  
二七九 道路区域の変更 " " " "  
二八〇 道路の区域変更及び供用開始 " " " "  
二八一 " " " " " " " "  
二八二 都市計画区域の変更 " " " "  
二八三 建築基準法による道路位置の指定 " " " "  
二八四 秋田県自然体験活動センターの使用  
に係る利用料金の承認 " " " "  
二八五 生活保護法による指定介護機関の事  
業の廃止 一八七九 二二  
二八六 生活保護法による介護機関の指定 " " " "  
二八七 生活保護法による指定介護機関の事  
業の休止 " " " "  
二八八 青少年に有害な図書類の指定 " " " "  
二八九 青少年に有害な興行の指定 " " " "  
二九〇 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新  
に係る適性検査及び講習の実施 " " " "

四九一 保安林予定森林の指定通知 一八七八 一八

## 公 告

二九一 保安林予定森林の指定通知 一八八〇 二五  
二九二 基本測量実施の通知 " " " "  
二九三 道路の供用開始 " " " "  
二九四 商港区、工業港区、漁港区、保安港  
区、マリーナ港区及び修景厚生港区  
の区域の一部改正 " " " "  
二九五 平成十九年度調理師試験の実施 一八八一 二九  
二九六 家畜伝染病予防法による報告の徴求  
争議行為の予告 " " " "  
二九七 " " " " " " " "  
〇市営土地改良事業の施行の協議を適  
当とする旨の決定 一八七四 一  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 三件 一八七五 八  
〇県営土地改良事業の換地計画の決定  
〇土地改良区の定款変更の認可 " " " "  
〇県有施設による生産物の売り払いに  
係る一般競争入札の実施 " " " "  
〇特定非営利活動法人の定款変更の認  
証の申請 一八七六 一一  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 " " " "  
〇土地改良区の役員  
の退任の届出 " " " "  
〇土地改良事業工  
事の完了の届出 二  
件 一八七七 一五  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 二件 " " " "  
〇土地改良区の定款  
変更の認可 " " " "  
〇土地改良区の定款  
変更の認可 三件 一八七八 一八  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 " " " "  
〇土地改良事業工  
事の完了の届出 " " " "  
〇土地改良事業工  
事の完了の届出 " " " "  
〇土地改良事業工  
事の完了の届出 " " " "  
〇特定非営利活動法人の設立の認証の  
申請 一八七九 二二  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 " " " "  
〇土地改良区の定款  
変更の認可 " " " "  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 " " " "  
〇土地改良区の定款  
変更の認可 " " " "  
〇土地改良区の役員  
の退任及び就任の  
届出 " " " "  
〇土地改良事業工  
事の完了の届出 " " " "

<p>○県営土地改良事業工事の完了        ○県営土地改良事業工事の完了        ○土地改良区の定款変更の認可</p> <p>一八八〇 二五        一八八一 二九        " "</p>	<p><b>議 会 告 示</b></p> <p>三 秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程</p> <p>一八七八 一八</p>	<p><b>教育委員会規則</b></p> <p>九 秋田県田沢湖スキー場条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則</p> <p>号外一 一一</p> <p>一〇 秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>" "</p>	<p><b>教育委員会告示</b></p> <p>一一 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則</p> <p>" "</p>	<p><b>教育委員会公告</b></p> <p>一九 教育委員会会議の開催</p> <p>号外一 一八</p> <p>一〇 秋田県指定文化財(史跡)の解除</p> <p>一八七九 二二</p>	<p><b>教育委員会公告</b></p> <p>○博物館登録のまつ消        ○博物館相当施設の指定</p> <p>一八七六 一一        " "</p>	<p><b>公安委員会規則</b></p>	<p>七 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>一八七八 一八</p>
--	--	---	---	---	--	-----------------------	--

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)